



# 青葉ニュースレター

Vol. 74

2020年2月28日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉コンサルティンググループ：

香港：香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL：(852) 2850 8990      FAX：(852) 2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10) 6522 8158      FAX：(86-10) 6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20) 3878 5798      FAX：(86-20) 3878 5337

## 国務院による企業の 社保費の段階的な減免、住宅積立金の納付期限延長

### 【背景】

新型コロナウイルスの影響を受けて、国家政策により、企業の操業再開日が1月31日から2月3日までに延長され、更に省が独自で2月10日まで延長すると決定したところも少なくない。現時点では、ほとんどの地区における企業は全面的な操業再開に向かっているが、人員移動の管理・制限や交通封鎖などの影響を受けて、サプライチェーンの流れが寸断され、資金繰りが難しくなり、企業経営にますますプレッシャーが増す状況下で、操業再開を本格的に実現できていない中小企業も多く見られる。

2月頭から、中小企業が苦しい時期を乗り越えられるよう、各地政府は、賃貸料の引き下げ、社会保険料・税金の納付期限の延長、一部の地方税金の減免などの支援策を次々と打ち出している。

2月18日、国務院総理李克強が主催した国務院常務会議では、企業の社保費を段階的に減免すること、及び住宅積立金納付期限の延長政策を取り決め、企業安定及び就業保障のための複数の救済措置を打ち出した。

2月20日、人力資源社会保障部、財政部、税務総局より「企業社保費の段階的な減免に関する通知」を発行し、段階的な減免政策の対象は、企業基本養老保険、失業保険、労働災害保険であることを明確した。

## 【影響】

段階的に企業の基本養老保険、失業保険、労働災害保険費用を減免し、住宅積立金の納付延長を認めることは、疫病が企業、特に中小企業に与える影響を軽減するのに役立ち、また操業再開した企業に緩衝期間としての「休養期間」を与えることになる。これらの政策を一括で打ち出すことは、目標達成の確保及び雇用安定の保障に役立つのみならず、さらには、疫病による短期的な経済ショック状態を一刻も早く正常な軌道に戻し、そして「短期的経済ショックが長期化すること」によって改革ペースへの影響を回避するのにも役立つことになる。

## 【主要内容】

## 一. 企業社保費の段階的な減免（地区別）

地区	企業規模	減免対象	減免期間	減免内容
湖北以外の各省	中小マイクロ企業	養老、失業、 労災	2020年2月より、 5か月以内	全て免除
	大型企業 (政府機構・事業除外)	養老、失業、 労災	2020年2月より、 3か月以内	半分免除
湖北省	各種社会保険加入企業 (政府機構・事業除外)	養老、失業、 労災	2020年2月より、 5か月以内	全て免除

## △注意：

1. 生育保険及び医療保険は免除対象外。
2. 通知では、減免については「可能である」との規定のみで、各省は各地の実際の状況に合わせて執行することになる。
3. 疫病の影響を受け、深刻な経営困難に陥る企業は、社会保険料納付延長を申請できる。原則的には延長期間が6か月を超えないこととし、延長期間中、滞納金は発生しない。
4. 企業規模の分類については、「中小企業分類基準規定に関する通知」(工信部聯企業〔2011〕300号)を参照。

## 二. 住宅積立金納付期限の延長政策（地区による区分はない）

6月末まで、企業は住宅積立金の納付延長の申請が可能である。この期間において、従業員が疫病の影響を受け通常通りに住宅積立金の住宅ローンを返済できない場合、遅延として処理することはない。

### △注意：

住宅積立金は、あくまで納付延長であり、免除ではない。

## 三. その他政策

1. 業界ごとの科学的な操業再開疫病予防マニュアルを即急に打ち出し、操業再開の条件を合理的に設定するように各地政府へ指導を行う。重要対象（大卒、退役軍人、農民工）の就職を十分にサポートする。農民工を秩序よく職場復帰させるようアレンジし、疫病状況が深刻な地区又は感染リスクが高い地区を除き、労働者の持ち場復帰を制限するような不合理な規定を見直す。高卒生の入校登録延期案を至急に作成し、インターネットによる採用を増やす。個人事業者へのサポート政策を至急に策定する。
2. 失業者の基本生活を保障し、失業保険の適時満額給付を確保する。

## 【法規リンク】

1. 国务院常务会议：社保費の段階的な減免、住宅積立金の納付期限延長  
[http://www.gov.cn/zhengce/2020-02/18/content\\_5480639.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2020-02/18/content_5480639.htm)
2. 人力資源社会保障部、財政部、税務総局による「企業社保費の段階的な減免に関する通知」  
[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/21/content\\_5481861.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/21/content_5481861.htm)
3. 「中小企業分類基準規定に関する通知」（工信部聯企業〔2011〕300号）  
<http://www.miit.gov.cn/n1146285/n1146352/n3054355/n3057278/n3057286/c3592332/content.html>